

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

環境管理課

○ 土地改良区の解散

耕地課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

### 【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 土地改良区清算人の就職届

耕地課

○ 都市計画の変更案の縦覧

都市計画課

### 【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

○ 資金管理団体の届出事項の異動

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

津山市草加部字鮎込一四五八番五の一部、同字築瀬一四九〇番二の一部、一四九六番五の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和五年十一月九日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

- 一 土地改良区の名称  
佐伯地区土地改良区
- 二 土地改良区の所在地  
和气郡和气町矢田三〇五
- 三 解散年月日  
令和五年十一月十五日

令和5年11月24日 岡山県公報 第12552号

◎岡山県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂辺吉井線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市山手字和田山一二四七番一地先から	新	五・〇 二八・四	一〇八・九
赤磐市山手字和田山一二四七番一地先から	旧	三・二 一四・一	一八四・七
赤磐市山手字大原一二六〇番七地先まで	新	三・二 一四・一	一八四・七
赤磐市山手字和田山一二四七番一地先から	旧	三・二 一四・一	一八四・七

◎岡山県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	坂辺吉井線	赤磐市山手字和田山一二四七番一地从先から 赤磐市山手字大原一二四五番一地从先を経て 赤磐市山手字大原一二六〇番七地先まで	令和五年十一月二十四日

〔五六九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ山陽店

所在地 赤磐市下市字南一三三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更後） 小売店舗追加

名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番地の一四

代表者の氏名 代表取締役 矢野 靖二

4 変更年月日

平成十一年十一月十三日

二 届出年月日

令和五年十一月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年十一月二十四日から令和六年三月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五七〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ山陽店

所在地 赤磐市下市字南一三三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 小売店舗削除

名称 株式会社アサヒフレッシュ

住所 倉敷市呼松一丁目一番八号

代表者の氏名 代表取締役 中田 隆志

4 変更年月日

令和三年六月二十四日

二 届出年月日

令和五年十一月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年十一月二十四日から令和六年三月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 令和5年11月24日 岡山県公報 第12552号

〔五七一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ穂浪店

所在地 備前市穂浪字小柳二五四一番一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

### 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番地の一四

代表者の氏名 代表取締役 矢野 博丈

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九―二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（変更後）

ア 名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番地の一四

代表者の氏名 代表取締役 矢野 靖二

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九―二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

### 4 変更年月日

平成二十九年二月二十六日ほか

## 二 届出年月日

令和五年十一月十日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和五年十一月二十四日から令和六年三月二十五日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課



〔五七二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ矢掛店

所在地 小田郡矢掛町西川面字榎ヶ坪四六八―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更後） 小売店舗追加

名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番地の一四

代表者の氏名 代表取締役 矢野 靖二

4 変更年月日

平成三十年五月一日

二 届出年月日

令和五年十一月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年十一月二十四日から令和六年三月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和5年11月24日 岡山県公報 第12552号

〔五七三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。

令和五年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
- 佐伯地区土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名	住 所
今田 晴久	和気郡和気町加三方四九一
焔硝岩良純	米澤四一五
安藤 勝介	佐伯五二七
片岡 郁雄	〃 四五五
洪藤 泰三	父井原八九五
高原 信行	〃 八六
尾崎 忠信	矢田部四八八
重末 司	米澤七五四―三
大倉 仁史	宇生四七五
岸本 重幸	〃 六〇九
松島 明	〃 四八二
岡 優	田賀三九七
藤原 誠	〃 一七一
今田 智士	加三方五三九

〔五七四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により井原都市計画道路を変更するため、当該都市計画の変更を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十四日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

井原都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

井原市西江原町から井原市高屋町までの一部区域

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び井原市建設経済部都市施設課

四 縦覧期間

令和五年十二月一日から同月十五日まで

◎岡山県選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和五年十一月二十四日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類  
(第一号)

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

国民民主党岡山県第1区総支部

佐々木 雄 司

佐々木 弓 子

赤磐市桜が丘西一―一九―

衆議院議員

○

令和五・一〇・一九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

憂心連合會岡山県本部

高 木 滋 弘

中 山 晃 弘

倉敷市徳芳六四六―一

令和五・一〇・二七

◎岡山県選管告示第八十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
 令和五年十一月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	岡山市中区海吉一八〇六一	岡山市中区旭東町二一〇一八	異動年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県タクシ	永山久仁彦	主たる事務所の所在地	岡山市中区海吉一八〇六一	岡山市中区旭東町二一〇一八	令和五・一〇・二三
自由民主党岡山県理学療	國安勝司	代表者の氏名	國安勝司	草地清志	七・一八
法士連盟支部	國安勝司	代表者の氏名	國安勝司	草地清志	七・一八
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
秋山まさひろ後援会	秋山正浩	会計責任者の氏名	吉井哲也	小橋政次	令和五・一〇・一
大橋けん後援会	大橋研	代表者の氏名	吉井哲也	小橋政次	〃
大橋健良後援会	大橋健良	代表者の氏名	吉井哲也	小橋政次	〃
岡山県歯科医師連盟岡山支部	横山尚史	代表者の氏名	横山尚史	壺内智郎	六・二二
岡山県水島民社協会	小橋政次	代表者の氏名	杉山真一	熊代直樹	〃
岡山県理学療法士連盟	國安勝司	代表者の氏名	吉井哲也	宮原俊友	〃
加藤たかし後援会	池本龍一	代表者の氏名	國安勝司	小橋政次	〃
佐々木ゆうじ後援会	佐々木雄司	代表者の氏名	池本龍一	草地清志	七・一八
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体に係る国会議員	井上弘志	一〇・一九
		(公職の種類)	衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	〃
		(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	佐々木雄司、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	〃
塩津孝明後援会	塩津孝明	会計責任者の氏名	吉井哲也	小橋政次	一〇・一
竹原みさこ後援会	竹原美佐子	主たる事務所の所在地	岡山市北区大和町一五一一〇	岡山市北区南方三十七二六南方パーク	一〇・一〇
三菱自工労組政治活動委員会水島支部	小橋政次	代表者の氏名	小橋政次	宮原俊友	一〇・一
山口ひろたか後援会	山口博隆	会計責任者の氏名	吉井哲也	小橋政次	〃

◎岡山県選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和五年十一月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

資金管理団体の届  
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

佐々木 雄 司

佐々木ゆうじ後援会

公職の種類

衆議院議員

赤磐市議会議員

令和五・一〇・一九